


大町市地域情報化基本計画

-情報化による持続可能な地域社会を目指して-

 長野県大町市

2018年7月

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1-1 計画策定の趣旨.....	1
1-2 計画の位置付け.....	1
1-3 計画の期間.....	2
1-4 大町市第5次総合計画に掲げる情報化.....	2
第2章 大町市の情報化の現状と課題.....	3
2-1 情報化の現状.....	3
2-1-1 情報通信基盤の整備.....	3
2-1-2 各分野における情報化の取組状況.....	6
2-1-3 人材育成・情報リテラシーの向上.....	7
2-1-4 情報セキュリティ対策.....	7
2-2 今後の情報化の課題.....	7
2-2-1 市民の生活利便性の向上.....	8
2-2-2 市民の安心・安全の確保.....	8
2-2-3 地域の活性化.....	8
2-2-4 生涯学習・学校教育の情報化.....	8
2-2-5 行政事務の効率化・高度化.....	8
2-2-6 ICT環境の構築.....	8
第3章 計画の基本的な考え方.....	9
3-1 計画の理念.....	9
3-2 計画の目標.....	9
第4章 情報化施策の展開.....	10
4-1 情報化施策の体系.....	10
4-2 情報化施策の展開.....	11
基本テーマ1 ふるさとに誇りを持つ人を育むまち.....	11
施策目標1 心豊かにたくましく生きる子どもの育成.....	11
施策目標2 生きがいに満ちた生涯学習の機会の提供.....	12
基本テーマ2 活力あふれる産業と地域の魅力を活かしたにぎわいのあるまち.....	13
施策目標1 商工業の振興による地域経済の活性化.....	13
施策目標2 観光を主体に国内外からひとを呼び込む交流の促進.....	13
基本テーマ3 だれもが健康で安心して暮らせるまち.....	14
施策目標1 健康で長生きできる社会の実現.....	14
施策目標2 結婚・出産・子育て支援の充実.....	14
施策目標3 市民生活の安全の確保.....	15
基本テーマ4 豊かな自然を守り快適に生活できるまち.....	16
施策目標1 暮らしやすい都市基盤の整備.....	16
施策目標2 快適な生活環境の形成.....	16

基本テーマ5 市民の参画と協働でつくるまち	18
施策目標1 市民の参画・協働と市民の視点に立った市政の推進	18
施策目標2 市民との情報共有と持続的なサービス提供体制の構築	18
第5章 計画の推進にあたって	20
5-1 地域一体となった推進体制	20
5-2 庁内の推進体制及び国・県等との連携	20
5-3 財政状況への配慮	20
参 考 資 料	22
1 情報化社会の動向	24
2 国の動向	28
3 長野県の動向	30
大町市附属機関に関する条例	31
大町市地域情報化推進委員会委員名簿	32
大町市地域情報化推進委員会の審議経緯	33
用語集	34

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

近年におけるインターネットや携帯電話をはじめとする情報通信技術（ICT）は飛躍的に発展し、日常生活や企業活動など社会経済全般に広く普及するとともに、市民生活においても大きな変化をもたらしています。

本市では、大町市地域情報化推進計画（平成12年3月策定）と、この計画のアクションプランである大町市地域情報化重点計画（平成14年11月策定）に基づき、情報通信基盤の整備をはじめ、情報通信システムの導入など、電子自治体の構築を進めてきました。ホームページ等による情報提供の充実など情報通信技術を活用した市民サービスの向上と行政事務の効率化に取り組むとともに、近年においては、市のインフラを用いたWi-Fiスポットを駅前や公民館、ポケットパーク等の市内各所に設置し、市民や観光客が手軽にインターネットを活用して情報収集することができる環境整備を進めています。また、個人番号（マイナンバー）制度の導入に伴い、それまで独立していた個々の情報を共有できるようになった一方で、容易に取得可能となった個人情報をはじめとする情報資産をいかにして様々な脅威から守り、情報セキュリティの確保に努めていくかは、信頼された市政の運営を図るにおいて、重要な課題となっています。

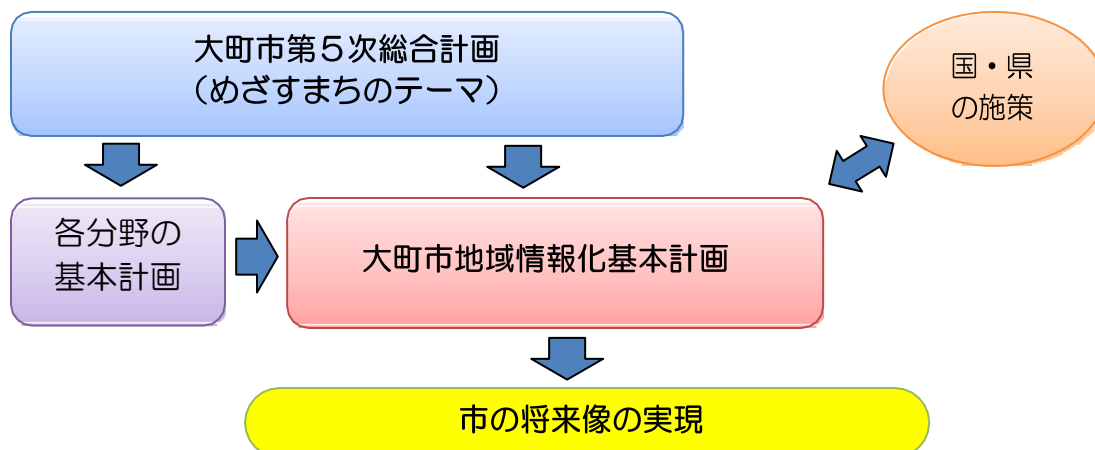
大町市第5次総合計画では、基本理念を「郷土や文化に誇りを持ち心から地域を愛するひとを育てる」こととし、高度情報化社会に対応できる人材の育成や地域に根差した情報通信基盤の整備、情報セキュリティ対策の推進等を掲げています。

このため、大町市第5次総合計画に掲げる将来像をより具体的なものとするため、情報化の視点から「大町市地域情報化基本計画」を策定します。

1-2 計画の位置付け

本計画は、大町市のめざすべき将来像とまちづくりの方向性を定めた「大町市第5次総合計画」に掲げるめざすまちのテーマの分野別施策に関し、地域情報化の視点から実現するための指針となるものです。

大町市地域情報化基本計画の位置付け



1-3 計画の期間

計画期間は、平成 30 年度（2018 年度）を初年度として令和 6 年度（2023 年度）までの 6 年間とします。

ただし、情報通信技術の進展や市民のニーズの変化、さらには財政状況の推移、国や県の情報化施策の進展等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

1-4 大町市第 5 次総合計画に掲げる情報化

本計画の上位計画にあたる大町市第 5 次総合計画では、今後、どのようなまちを目指すのかを政策の柱として掲げ、それぞれのテーマに位置付けた政策の目指す姿を基本的な方向とし、施策の取組を進めています。その中で、情報化という視点から重視すべき施策は、主に次のとおりです。

- 1 ふるさとに誇りを持つひとを育むまち
 - 心豊かにたくましく生きる子どもの育成
 - 生きがいに満ちた生涯学習の機会の提供
- 2 活力あふれる産業と地域の魅力を活かしたにぎわいのあるまち
 - 商工業の振興による地域経済の活性化
 - 観光を主体に国内外からひとを呼び込む交流の促進
- 3 だれもが健康で安心して暮らせるまち
 - 健康で長生きできる社会の実現
 - 結婚・出産・子育て支援の充実
 - 市民生活の安全の確保
- 4 豊かな自然を守り快適に生活できるまち
 - 暮らしやすい都市基盤の整備
 - 快適な生活環境の形成
- 5 市民の参画と協働でつくるまち
 - 市民の参画・協働と市民の視点に立った市政の推進
 - 市民との情報共有と持続的なサービス提供体制の構築

第2章 大町市の情報化の現状と課題

2-1 情報化の現状

2-1-1 情報通信基盤の整備

①公共施設ネットワーク

平成11年度に地域イントラネット基盤整備事業を導入し、情報拠点施設として大町市総合情報センターをはじめ、市内の公民館、小中学校、病院、消防署などを光ファイバーケーブルで接続する公共施設ネットワークが構築されています。このネットワークは、市内47施設が接続され、災害時等においても行政機能を維持できるよう、ループ型のネットワーク網が整備されています。また、大町市総合情報センターでは、市の情報システムのほか、大北5市町村の行政システムの共同利用拠点施設として重要な役割を担っています。

さらに、このネットワークは、全国的なネットワーク基盤である、「総合行政ネットワーク(LGWAN)」や「住民基本台帳ネットワークシステム」、県施設と県内市町村を接続する高速情報通信ネットワーク「情報ブロードウェイながの(IBN)」などの広域的ネットワークシステムと接続しており、各種行政サービスに活用されています。

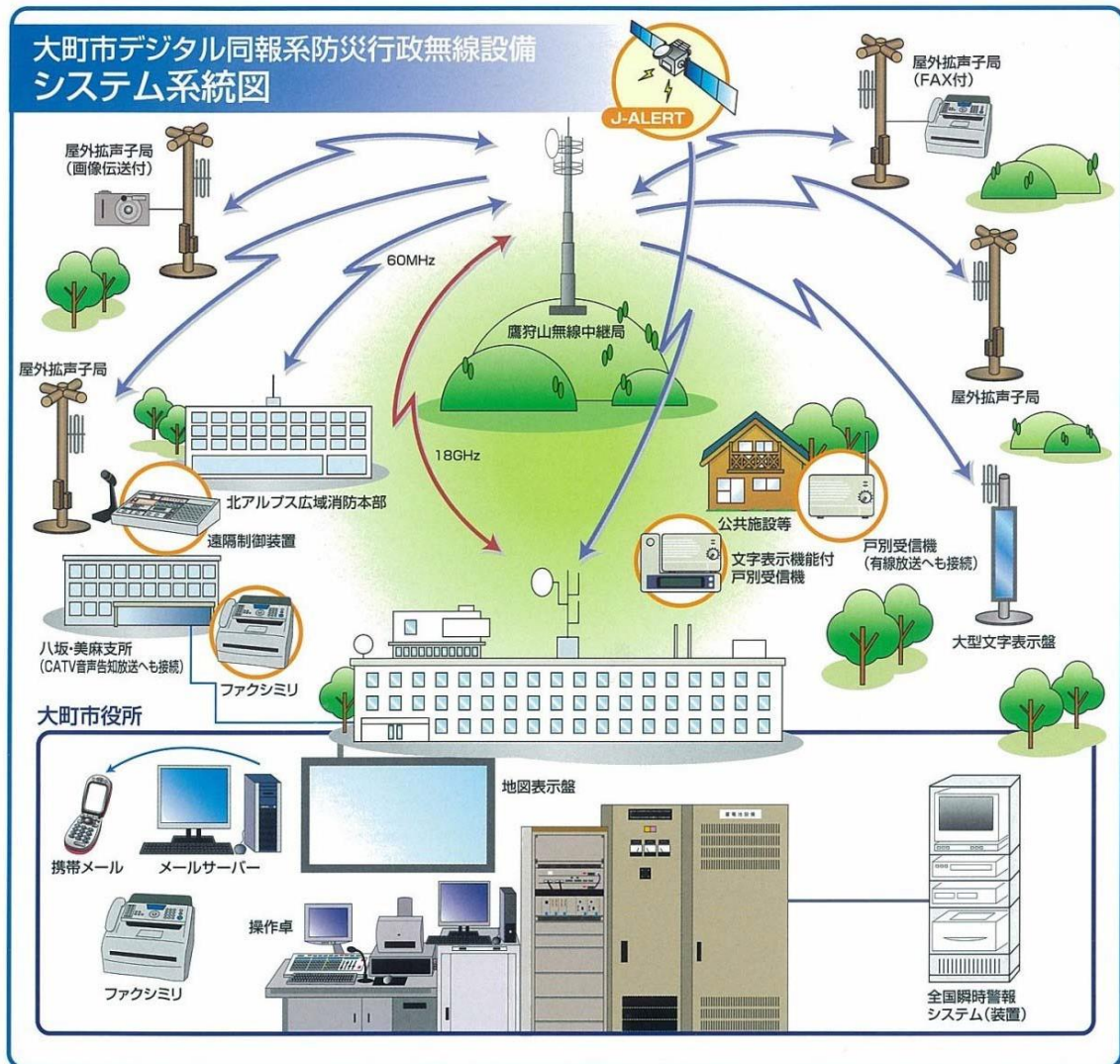
公共施設ネットワークの概要



②防災情報ネットワーク

火災や自然災害など様々な危険から市民の暮らしを守るため、平成 19 年度からデジタル同報系防災行政無線の整備を行い、平成 20 年度から運用が開始されました。市内 108 箇所に設置した屋外スピーカーのほか、屋内受信機を希望する世帯や公共施設に設置し、緊急情報、防災・防犯情報の発信や J-ALERT（全国瞬時警報システム）と連携した緊急情報の伝達を行うとともに、行政情報の伝達手段として活用されています。

防災情報ネットワークの概要



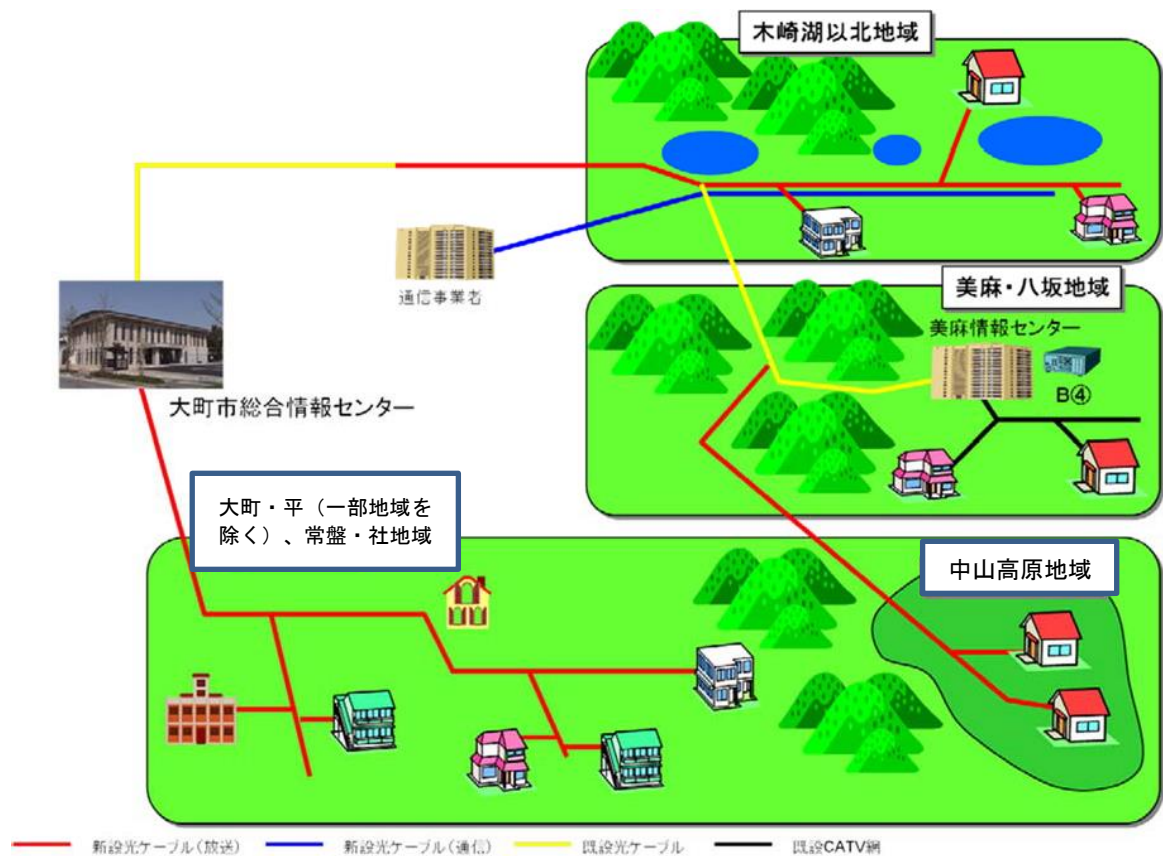
③地域ネットワーク

美麻地域では旧村当時の平成 13 年度に、八坂地域では合併後の平成 18 年度にそれぞれケーブルテレビ網が整備されており、地域ネットワークとして活用されています。また、同ケーブルテレビ網を活用した「ヤサカミアサケーブルインターネットサービス」が民間事業者と共同により展開されています。

旧大町地域においては、平成 21 年度に地域情報通信基盤整備事業を導入、ケーブルテレビ網の整備を行い、平成 23 年度から運用が開始されました。

どの地区においても、テレビ放送受信可能域の拡大や、ブロードバンド・ゼロ地域の解消のほか、自主放送やデータ放送による地域情報の発信に活用されています。

地域ネットワークの概要



2-1-2 各分野における情報化の取組状況

①行政サービス分野

市ホームページにおいては、各種行政情報の発信、議会ライブ中継や録画中継、議会議事録検索、電子例規集、地理情報システム、申請書のダウンロードサービスなどホームページの充実を図っています。

また、ユニバーサルデザインを導入することで、文字の拡大や音声読み上げ機能などアクセシビリティを重視した誰でも利用しやすいホームページを目指して常に見直しを行っています。

さらに、緊急情報メール・メールマガジン配信システムを導入し、電子メールによる情報発信や市長への手紙の電子メール利用に取り組むほか、電子申請サービスの導入、各公民館等での住民票の写し、印鑑証明書の交付など、市民の利便性向上に取り組んできました。

また、個人番号（マイナンバー）制度導入に伴い、マイナポータル用の公共端末を市役所市民課の窓口を設置し、高齢者やパソコン等を利用することができない方でも手軽に政府のオンラインサービスを受けられる環境を整備しています。

②保健・福祉・医療分野

市役所本庁と支所、中央保健センター、総合福祉センター、大町総合病院などの施設を接続する公共施設ネットワークの整備により、市民が本庁へ来なくても各施設で相談が行えるとともに、広域的ネットワークとの接続により、国等が構築を行う後期高齢者医療システム、国保レセプトシステム、特定健診システム、介護保険システム等の広域的な利用、サーバーの共同化などが図られています。

③観光・地域振興分野

市ホームページによる観光情報、イベント情報の発信やライブカメラによる映像配信、デジタルパンフレットの導入、携帯サイトや英語サイトの構築、電子メールによる観光情報等のメールマガジンの配信に取り組んできました。

また、近年においては、市のインフラを用いたWi-Fiスポットを駅前や公民館、ポケットパーク等の市内各所に設置し、市民や観光客が手軽にインターネットを活用して情報収集することができる環境整備を進めています。

④生涯学習・教育・文化分野

市ホームページによる市立図書館の蔵書検索サービス、各公民館、文化会館、体育館などの生涯学習施設の予約状況照会サービス等を整備しました。また、各公民館に市民が利用できる端末を常設してパソコン教室を実施するなど、生涯学習の振興を図ってきました。

学校の情報化では、地域イントラネット基盤整備事業により学校間のネットワークを構築し、市内小中学校 9 校が高速情報通信網で接続されています。各学校にはパソコン教室を整備し、児童生徒の情報教育にも取り組んでいます。

また、デジタルアーカイブコンテンツ「デジまちおおまち」の導入により、過去の広報おおまち等の情報をインターネットで手軽に取得できる環境整備も行っています。

⑤防災分野

デジタル同報系防災行政無線により、迅速かつ的確に災害時の緊急情報や防災情報の伝達を行うとともに、緊急情報メール配信システム等と連携し、ホームページ、電子メール、自主放送、データ放送による情報伝達に取り組んでいます。

⑥行政内部分野

行政内部の情報化では、窓口での待ち時間の短縮、行政情報の集約、行政事務の効率化を図るため、行政サービスに直接関係する住民基本台帳システム(住民記録・税・年金・保健・福祉等)などの各種業務システム、統合型地理情報システム

(GIS)、グループウェア、財務会計システムなどを定期的に導入・更新しております。また、住民基本台帳ネットワークシステム、総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用した地方税ポータルシステム(eLTAX)など、国や県等と連携したシステムを積極的に活用しております。

2-1-3 人材育成・情報リテラシーの向上

市民の情報リテラシーの向上を図ることを目的として、大町市総合情報センターにパソコン教室を設け、市民向けのIT講習会を開催してきました。また、大町市総合情報センターや各公民館、図書館に市民開放端末を設置し、多くの方に利用されています。

2-1-4 情報セキュリティ対策

本市では、個人情報保護条例、電算システム及びネットワーク運営管理規程により、情報の保護、ネットワークやシステムの保全を図るとともに、情報化の進展により、住民基本台帳ネットワークシステムや総合行政ネットワーク(LGWAN)などの個人情報を扱うネットワークの拡大、サービス向上に伴う各種データの増大など、個人情報を含めたデータを保護する観点から、平成15年度に情報セキュリティポリシーを策定し、実施手順に基づいた運用を行っています。

さらに個人番号(マイナンバー)制度導入に伴い、国や県の指導の下「特定個人情報保護評価」を実施し、事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止に努めています。

2-2 今後の情報化の課題

高度情報化社会や少子高齢社会の進展などの社会情勢の変化に対応するとともに、厳しい財政状況や多くの地域課題を解決していくうえで、情報通信技術の活用は有効な手段です。

本市では、これまでの取組により情報通信基盤の整備、情報通信システムの導入など一定の成果を上げており、今後は市民の視点に立ったサービスの利便性向上のための情報化推進に取り組んでいくことが重要です。

2-2-1 市民の生活利便性の向上

インターネットの普及や利用端末の多様化に対応し、市民が情報を有効に利用できるよう、積極的な情報提供や情報内容の充実が求められるとともに、市民が情報化の恩恵を十分に感じることができるよう、行政サービスの高度化を図っていくことが求められています。

2-2-2 市民の安心・安全の確保

国のICT戦略等においては、保健・福祉・医療・健康・防災などの安心・安全分野を重点分野として位置付け、施策の方向性が継続・拡大しています。情報通信技術を活用した市民の安心・安全の確保に対する取組が求められるとともに、地域ネットワーク等を活用した取組が課題となっています。

2-2-3 地域の活性化

観光産業は本市の基幹産業であり、観光客の増加が地域産業をはじめ、地域の活性化につながることから、時間や距離の制約を受けないインターネットを最大限に活用し、グローバル化に対応した情報発信による地域振興が求められています。

2-2-4 生涯学習・学校教育の情報化

生涯学習施設の利用予約のオンライン化など、生涯学習施設利用者の利便性向上が求められるとともに、情報通信技術の活用により、市民が多くの学習機会を持てるよう、生涯学習環境の整備が課題です。

学校教育では、児童生徒の情報活用能力の向上のほか、情報化の影の部分への対応として、情報モラル教育の推進が求められています。また、国では、デジタル機器等を活用した分かりやすい授業など総合的に情報通信技術の活用を推進していることから、その対応が課題となっています。

2-2-5 行政事務の効率化・高度化

情報化の推進に当たっては、行政事務の効率化・高度化を目指して取り組んできましたが、情報通信技術は日々進展しており、簡素で効率的な行政を実現するため、行財政改革の観点からも、さらなる効率化・高度化を進めることが課題となっています。

2-2-6 ICT環境の構築

整備された情報通信基盤の有効活用を図るとともに、情報化の推進に当たっては、人材育成、情報リテラシーの向上、情報セキュリティ対策などへの取組がICT環境を取り巻く共通の課題となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

3-1 計画の理念

大町市第5次総合計画では、まちづくりの基本理念を「郷土や文化に誇りを持ち心から地域を愛するひとを育てる」とし、目指すべき将来像を「未来を育むひとが輝く信濃おおまち」と位置付け、5つの政策の柱として「まちづくりのテーマ」を掲げています。本計画は、これらの「まちづくりのテーマ」を基軸として、情報化という視点からまちづくりを推進します。

また、市民参加の促進のため、行政や地域情報の積極的な提供を行うとともに、市民が「いつでも、どこでも、誰でも」情報を入手し活用できる環境を構築し、協働のまちづくりを推進します。

このため、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

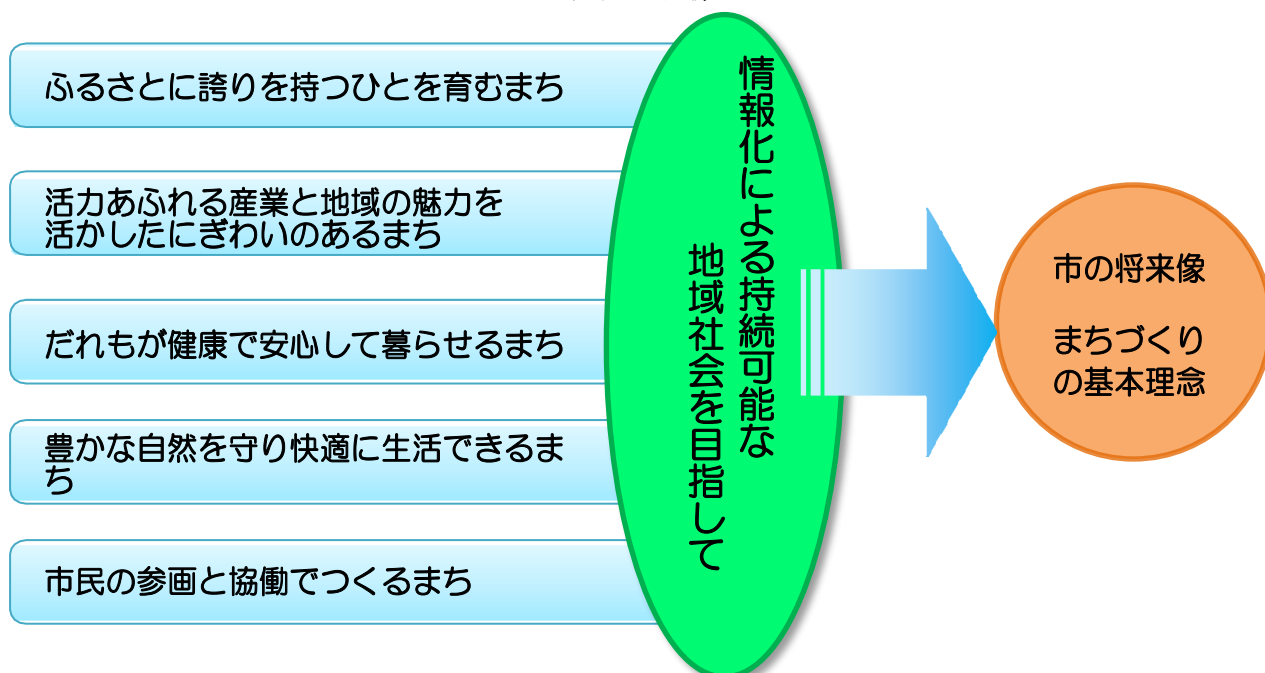
情報化による持続可能な地域社会を目指して

AIやIoTなど、情報通信技術はますます進化しています。このような新しい技術を積極的に取り入れながら、既存の情報インフラと融合することで、行政情報、地域情報を快適に得られるようし、市民生活の利便性を高めていきます。また、来訪者にも情報を得られるような工夫をすることで、当市のファンを増やし、他地域との交流増加による持続可能な地域を目指します。

3-2 計画の目標

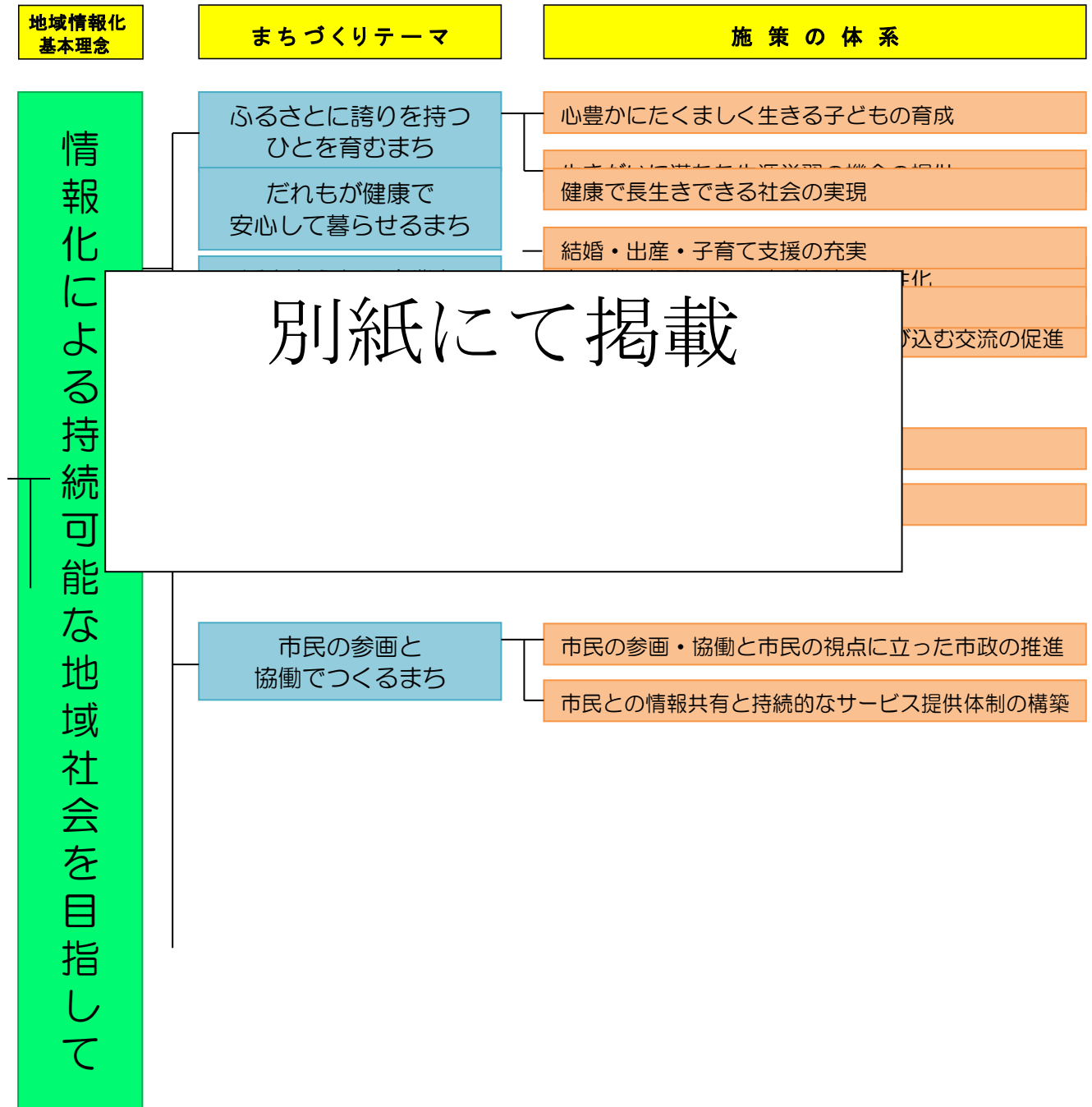
第2章の大町市の情報化の現状と課題や社会情勢の変化に対応するため、第5次総合計画に掲げる5つのまちづくりのテーマに沿い、各施策が連携しながら地域の情報化によるまちづくりを推進します。

計画の目標



第4章 情報化施策の展開

4-1 情報化施策の体系



4-2 情報化施策の展開

基本テーマ1：ふるさとに誇りを持つひとを育むまち

施策目標1 心豊かにたくましく生きる子どもの育成

個別テーマ①：時代の変化に対応した教育の推進

5次総合計画の施策	内容	担当課
アクティブラーニングの定着	I C T機器を活用した、アクティブラーニングによる課題の発見・解決に向けた主体的・協働な学びの実践	学校教育課
正しいメディア教育の推進	情報化社会の進展に対応した、適切なメディア教育の推進	学校教育課

○具体的な情報化施策

I C T基礎講座の開催

本市全体の情報化を推し進めるため、市民の誰もがパソコンやタブレット端末等の利便性を実感し、これらの機器を日常的に利用する契機になるよう、市内各地域の公民館などにおいて、インターネット操作の初心者を対象としたタブレット端末の知識や操作を学ぶ講座を開催します。

個別テーマ②：教育環境の整備

5次総合計画の施策	内容	担当課
通学の安全確保	「おおまち 子ども安心・安全マップ」の周知による危険箇所の情報共有と、通学時の児童生徒に対する地域の見守り態勢の確立	学校教育課

○具体的な情報化施策

おおまち 子ども安心・安全マップの周知及び積極的な活用

現在運用している「おおまち子ども安心・安全マップ」の一層の周知を図りながら、児童、生徒、父母から随時寄せられた危険個所の情報を迅速にマップに反映します。

個別テーマ③：地域で育む教育の推進

5次総合計画の施策	内容	担当課
高度情報化社会への対応と情報教育の推進	保護者や児童生徒に対するインターネットやSNS等の正しい利用方法や危険性に関する学習機会の充実	生涯学習課

○具体的な情報化施策

携帯インターネット指導者講習会の開催

スマートフォンなど携帯端末などによるインターネットへの書き込みを通じたいじめ等の児童生徒の問題行動を防ぐため、教育委員会と連携した小学校、中学校の児童、生徒指導担当者を対象とする講習会を開催し、事例紹介や被害防止に向けた情報提供を行います。

情報モラル講習会の開催

児童生徒間のネット上のいじめや児童生徒が犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐため、児童生徒を対象とした情報モラル講習会を開催し、児童生徒がインターネットを利用する際の正しい知識の普及と啓発に努めます。

施策目標 2 生きがいに満ちた生涯学習の機会の提供

個別テーマ①：生涯各期における学習活動の充実

5次総合計画の施策	内容	担当課
生涯各期における学習機会の充実	乳幼児期から高齢期の段階に応じた学習機会の提供と充実	生涯学習課

個別テーマ②：多様な分野の学習活動の促進

5次総合計画の施策	内容	担当課
社会情勢の変化に対応した学習の促進	情報化社会に対するパソコン教室や情報セキュリティ対策などの学習機会の充実	生涯学習課

個別テーマ③：自由に学び成果を生かす学習環境の整備と連携態勢の構築

5次総合計画の施策	内容	担当課
情報提供・相談事業の充実	学習ニーズに対応する多様なメディアを用いた情報提供の推進と環境整備	学校教育課 生涯学習課

○具体的な情報化施策

地域ICT教室の開催

児童生徒及び地域住民がプログラミング等のICT、IoT技術を楽しく学び合う地域ICT教室を構築し、ICT技術に興味・関心を持った児童生徒たちのニーズに応えるとともに、将来的な人材育成にもつなげていける講座を開催します。

教員への情報分野のサポート

子どもの人材育成において、教員の役割は大変重要となりますが、現状、教員の業務負担は相当量に上っています。そこで、各学校で異なっている「校務システム」を標準化し、業務の負担軽減を図ります。また、タブレット端末を利用した授業を行うことができるよう、学校施設の無線LAN化を推進します。

基本テーマ2：活力あふれる産業と地域の魅力を活かしたにぎわいのあるまち

施策目標1 商工業の振興による地域経済の活性化

個別テーマ：中小企業等の支援と創業支援による地域経済の活性化

5次総合計画の施策	内容	担当課
創業希望者・創業者の育成	人材育成を図るため、商業をはじめとする広範な分野の新規創業の積極的な支援	商工労政課

○具体的な情報化施策

コワーキングの設置

商工会議所をはじめとした関係機関と連携を図り、在宅勤務を行う専門職従事者や起業家、フリーランス、出張が多い職の方などが利用できるコワーキングを中心市街地に設置し、起業に向けた準備や新しい人的ネットワーク形成などを支援します。また、商店街に人の集まりをつくることで、商店街の活性化につなげるとともに、遠隔会議を可能にするなど、テレワークが可能となる環境を整備し、在宅勤務・モバイルワーク・サテライトオフィスなど多様な働き方が可能な支援を行います。

施策目標2 観光を主体に国内外からひとを呼び込む交流の促進

個別テーマ：“welcome おおまち”魅力ある観光地づくりの推進

5次総合計画の施策	内容	担当課
観光資源の有効活用と魅力向上	観光資源の有効活用と魅力向上	観光課

○具体的な情報化施策

Wi-Fiエリアの充実

現在、JR信濃大町駅前や大町温泉郷などをはじめとした市内の主なエリアにおいてWi-Fiを利用できるようになっています。今後、大町市を訪れた方々が、より多くの方々から当市の魅力を手軽に情報発信していただくため、Wi-Fiがより幅広いエリアで利用できるよう通信環境の整備を進めます。

地域情報の翻訳環境の整備

インバウンドの推進により、従来のアジア地区を中心とした来訪者のみならず、今後は様々な地域からの観光客の来訪が予想されるため、関係機関と連携を図り当市を来訪するの方々により正確な地域情報をわかりやすくお伝えし、かつ地域とのコミュニケーションの促進が図られるよう、音声入力や多言語に対応した音声翻訳機の導入を積極的に進めます。

基本テーマ3：だれもが健康で安心して暮らせるまち

施策目標1 健康で長生きできる社会の実現

個別テーマ：高齢者が住み慣れた場所で暮らし続けられる支援の構築

5次総合計画の施策	内容	担当課
生活支援態勢の整備	高齢者の状況に応じた多様なニーズに対応できるサービスの充実	福祉課
医療・介護の連携	多職種が連携し必要な支援やサービスの提供が円滑に提供できる地域づくり	福祉課 大町総合病院

○具体的な情報化施策

統合型医療情報システムの運用

市民が医療機関を受診する際、受診可能な施設等の医療情報を得やすくするよう、各医療機関の各種医療情報（救急医療、災害医療、周産期医療）をより効率的・効果的に提供できるシステムの構築について検討を行います。また、災害時には救急車や救急医療機関応需情報や搬送情報、医療機関の稼働状況等に関する情報を行政機関や消防機関等と共有できるよう、ICTを活用した連携を検討します。

AIロボットとの会話による健康維持・ストレス分析（実証実験）

AIによる日常会話（感情分析）をすることで、高齢者の感情の変化を会話から読み取り、ストレス、体調不良を早期に発見し、ケアすることで早期回復、「病気」の未然防止と健康維持につなげるための実証を行います。

施策目標2 結婚・出産・子育て支援の充実

個別テーマ：妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

5次総合計画の施策	内容	担当課
妊娠、出産、子育て支援	子育てに係る関係機関や企業との協力・連携体制の構築	市民課 子育て支援課

○具体的な情報化施策

子育てワンストップサービスの充実

マイナンバー制度における子育てワンストップサービスを活用・推進し、結婚から妊娠・出産、子育てまで各ライフステージに必要な情報の発信及び申請を行うことができる体制を充実させ、市民が安心して子育てができる環境を整備します。

さらに、インターネットを通じた母子保健や子育て支援のサービスの検討、育児相談の実施により、育児や子育てに不安があっても、安心して子育てができる総合的な窓口の環境づくりを進めます。

施策目標3 市民生活の安全の確保

個別テーマ：災害に対する市民生活の安全の確保

5次総合計画の施策	内容	担当課
情報収集・伝達手段の充実及び強化	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁や国土交通省等からの情報収集と、その情報を活用した市民への迅速な情報発信 ○ケーブルテレビ等のメディアを活用した情報発信の強化 ○同報系防災行政無線、緊急メール等の既存情報伝達手段の有効活用による市民への迅速かつ正確な情報の発信 	消防防災課 情報交通課

○具体的な情報化施策

ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定による具体的な業務継続

大規模災害など不測の事故発生時における情報システムの業務継続性を確保し、非常時優先業務の継続性を高めるため、救急・救命、避難対策に関するシステムの脆弱性の洗い出しを行います。また、災害の被害を最小限にするための予防策、及び被害を受けた場合の復旧手順などをまとめたICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）を策定し、災害時の業務継続が容易になるよう準備します。

防犯・交通安全に役立つ情報の提供

防犯や交通事故対策では、市民から情報提供のあった危険な個所を速やかに安心・安全マップに表示させるなど、統合型地理情報システム（GIS）に代表されるICTを活用した情報提供サービスを充実させ、市民にとって役立つ情報を発信します。

多言語による防災情報の提供

市内に居住、また観光で滞在している外国人の方々にも災害情報を正確に伝達できるよう、防災情報の多言語化を積極的に進めます。

山間部へのセンサー設置

異常気象により多発する集中豪雨等の被害に対応するため、異常を早期発見できるよう、山間部などの地滑りが多発する地域へのセンサー設置を積極的に進めます。

基本テーマ 4：豊かな自然を守り快適に生活できるまち

施策目標 1 暮らしやすい都市基盤の整備

個別テーマ：移動しやすい公共交通網の整備

5次総合計画の施策	内容	担当課
市民バスの運行	市民バスの運行による、通院、通学、通勤などの市民生活の移動手段の確保	情報交通課
市民バス、JR、特急バスなどの利便性向上	市民が利用しやすい公共交通環境の整備のための多角的な検討	情報交通課

○具体的な情報化計画

市民バス利便性向上のため多角的な検討

高齢者の通院や買い物、学生の通学など、まちづくりにおける市民の身近な公共交通の確保は極めて重要ですが、その反面、利用の促進が課題となっています。そこで、I o Tの活用により市民バスの利用促進に資すると考えられる方策について研究を進めます。

また、バスの自動運転など、今後さらなる進化が予想されるA Iを活用した技術の情報収集に努め、公共交通における市民の利便性向上策について研究を進めます。

施策目標 2 快適な生活環境の形成

個別テーマ：高度情報化社会への対応

5次総合計画の施策	内容	担当課
電子自治体の推進	電子自治体の推進	情報交通課
I Tリテラシー向上のための事業	○ インターネットの危険性等への理解やマイナンバーカードの利用に対応した講習会等の開催 ○ I Tを積極的に活用するための知識の向上を図る講習会等の開催	情報交通課
情報通信基盤の整備	○ 市内情報通信基盤の平準化を図るための八坂・美麻地区における情報通信基盤の更新 ○ 国が推進する超高精細放送（4 K、8 K）への適切な対応	情報交通課
情報セキュリティ対策の推進	○ 情報通信システムの適正な管理によるネットワークシステムへの不正侵入、情報改ざん、漏えい等防止対策の推進 ○ 適正な情報機器の維持管理の推進	情報交通課

○具体的な情報化施策

自治体情報セキュリティクラウドの運用

不正アクセスの兆候や侵入などのサイバー攻撃をできるだけ速やかに検知し、情報漏洩防止に努めるため、県及び県内市町村が共同しインターネットの情報セキュリティ対策を集約・強化する「自治体情報セキュリティクラウド」の運用により、24時間体制での監視を行います。

マイナンバー制度導入に伴う個人情報保護強化

マイナンバー法では、事業者は個人番号及び特定個人情報が漏えい、滅失又は毀損することなく適切な管理を行うために、各種の安全管理措置を講じなければならないとされています。

当市におきましても、組織体制の整備などの組織的安全管理措置、事務取扱担当者の監督や教育などの人的安全管理措置、特定個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難防止などの物理的な安全管理措置を行い、個人情報の漏えいを防ぎます。

八坂、美麻地区への光ファイバーケーブル網敷設推進

現在、八坂地区、美麻地区に敷設されているケーブルテレビ網は同軸ケーブルを使用しているため、今後、国が推進する超高精細放送（4K、8K）に対応できません。そこで、超高精細放送（4K、8K）を見ることができるよう、八坂、美麻地区への光ファイバーケーブル網の敷設を推進します。

LPWA通信技術を利用した実証実験

通信速度は数kbpsから数百kbps程度と携帯電話システムと比較して低速なものの、一般的な電池で数年から数十年にわたって運用可能な省電力性を有し、数kmから数十kmもの通信が可能となるLPWA（Low Power Wide Area）と呼ばれる通信技術を用いて、以下の実証を行い、将来的な利活用に向けた可能性を探っていきます。

- ・美麻八坂など中山間地域における生徒登下校見守り
- ・ごみ収集車の位置情報把握
- ・有害鳥獣対策「サル追い号」の位置情報把握
- ・市民バス市街地循環線の位置情報把握
- ・保育園園児室等のCO₂・PM_{2.5}の常時モニタリング
- ・水道メータースマート化と3ヶ月の期間実証

創蓄省エネルギーを利用した取組

国土交通省が進めている「エネルギーを創る、蓄える、省く」ことを目指す、創蓄省エネルギー化を推進するビジョンの構築事業に採択されたため、部課を超えた職員有志による研究グループを立ち上げ、IoT等の視点も織り込んだ構想を取りまとめました。現在は今後の具体的な着手に向けた準備を行っています

基本テーマ5：市民の参画と協働でつくるまち

施策目標1 市民の参画・協働と市民の視点に立った市政の推進

個別テーマ：市民参画と協働によるまちづくりの推進

5次総合計画の施策	内容	担当課
情報の収集と発信	○まちづくり活動の情報収集と発信による情報共有 ○有効な情報伝達手段の検討	情報交通課
市政への市民参画の推進	○ 市長への手紙、メールの制度周知と提案内容等の反映 ○ 市民意識調査、ホームページなどを活用した市民要望の的確な把握	情報交通課

○具体的な情報化施策

市長への手紙の拡充

行政の透明性の拡大と市民がまちづくりに積極的に参加できる環境を整えるため、市民の市ホームページからの意見・提案等を可能とし、処理状況や市政への反映状況等について市ホームページで確認することができるシステムの構築を検討します。

行政懇談会の積極的な開催

市長が地域の課題等について市民との意見交換を行う行政懇談会を積極的に開催し、地域が抱える課題を把握するとともに具体的な解決策を検討します。

施策目標2 市民との情報共有と持続的なサービス提供体制の構築

個別テーマ①：行政情報の積極的な提供

5次総合計画の施策	内容	担当課
行政情報の充実	○ 市勢要覧、暮らしのガイドブックなどによる行政情報の提供充実	情報交通課

個別テーマ②：情報通信技術を活用した市民サービスの向上

情報化の推進による市民参加の促進	○ 利用者の視点に立った市ホームページの充実と機能改善 ○ ホームページなどを活用した効果的な情報の提供と、共有による市民活動の支援 ○ 市民が情報を二次利用できる情報提供の充実 ○ 市民意見集約システムなどの広聴活動の充実 ○ ビデオオンデマンドなどの動画配信による情報発信の充実	情報交通課
自主放送番組の充実	○ 魅力ある自主放送番組の内容充実 ○ 市民リポーターの育成と協働の番組づくり ○ 視聴者から番組に関する意見を聴取するモニター制度の設定	情報交通課
ケーブルテレビ加入促進	○ ケーブルテレビへの加入促進	情報交通課

○具体的な情報化施策

市勢要覧の発行間隔の短縮

市の経済や産業、財政、資源、人口などの情勢について、市が資料や統計などを用い要点をまとめた市勢要覧の発行を4年に1度から2年に1度として、最新の市の情報を発信します。

市ホームページの充実

市民にとってよりわかりやすく、より利用しやすいかたちで、市の情報を発信するため、市ホームページにおける情報提供をきめ細かく行います。また、スマートフォンやタブレットで閲覧する際、パソコンと同様の画面で閲覧できる環境を整備します。さらに、市民からの情報提供を進めるため、双方向性を持つフェイスブックをはじめとしたSNSの導入を検討します。

オープンデータの取組み

総務省では地方自治体に対し、組織や業界内等でのみ利用されているデータを社会で効果的に利用できる環境（オープンデータ流通環境）を整備するよう求めています。

当市においても、開示が可能な行政内部のデータを積極的に開示し、民間に活用していただけるよう、仕組みやルールに関する研究を行います。

自主放送番組の充実

地域内で起きていることをケーブルテレビ放送事業において積極的に取材し、市民により分かりやすく伝える番組制作に努めます。

また、視聴者の視点を取り入れるため、市民リポーターを育成し、市民の目線に立った番組の制作を行います。また、やまびこまつりに代表されるイベントを視聴者にリアルタイムで届けられるよう、ライブ中継の充実に努めます。

ケーブルテレビへの加入促進

より多くの市民の方々に番組を見ていただけるよう、市民のニーズに沿った魅力のある番組制作を行います。また、文字情報などケーブルテレビの便利な機能を理解いただけるよう、積極的にPR活動を行います。

第5章 計画の推進にあたって

5-1 地域一体となった推進体制

本市の地域情報化の推進にあたっては、市民・事業者・各種団体・行政がお互いに協力し、連携を図りながら進めていく必要があることから、地域情報化の推進体制として、民間諸団体等の代表者、識見を有する者、関係行政機関の代表者で構成する「大町市地域情報化推進委員会」を継続設置し、社会情勢や技術革新などに的確かつ臨機応変に対応するため、情報化に対する意見、要望を広く収集します。

5-2 庁内の推進体制及び国・県等との連携

地域情報化を総合的に推進するための全庁的な組織である「インフォメーションリーダー会議」を設置し、情報化施策を推進するとともに、市が主体となっていく施策については、情報担当部署と各担当部署が連携を図り積極的な推進に努めます。

また、国・県の地域情報化に関する指針等と整合を図るとともに、広域的な情報化を進めるため、国・県・広域連合などの関係機関と連携し、支援施策等の活用や自主財源の負担軽減を図り、情報化施策の円滑かつ着実な推進を行います。

5-3 財政状況への配慮

情報化施策の実施にあたっては、重要性・緊急性・費用対効果を十分検討するとともに、民間活力の活用や事業者との連携のほか、国や県の補助事業の活用などに取り組み、市の財政負担を軽減するとともに費用対効果を最大限に発揮できるよう配慮していきます。

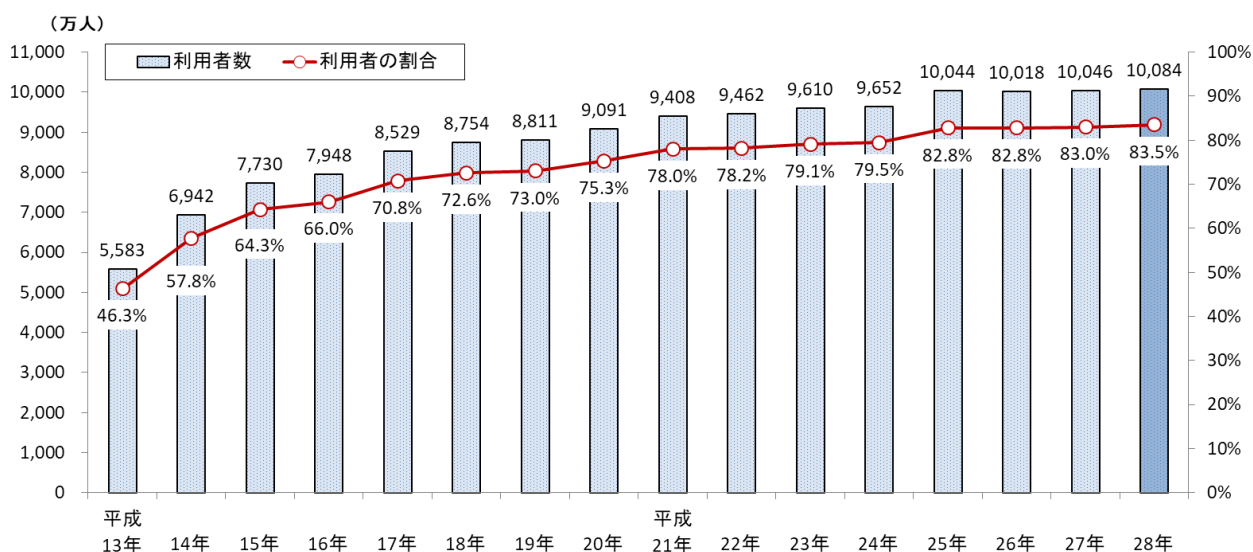
参 考 资 料

1 情報化社会の動向

(1) インターネットの普及

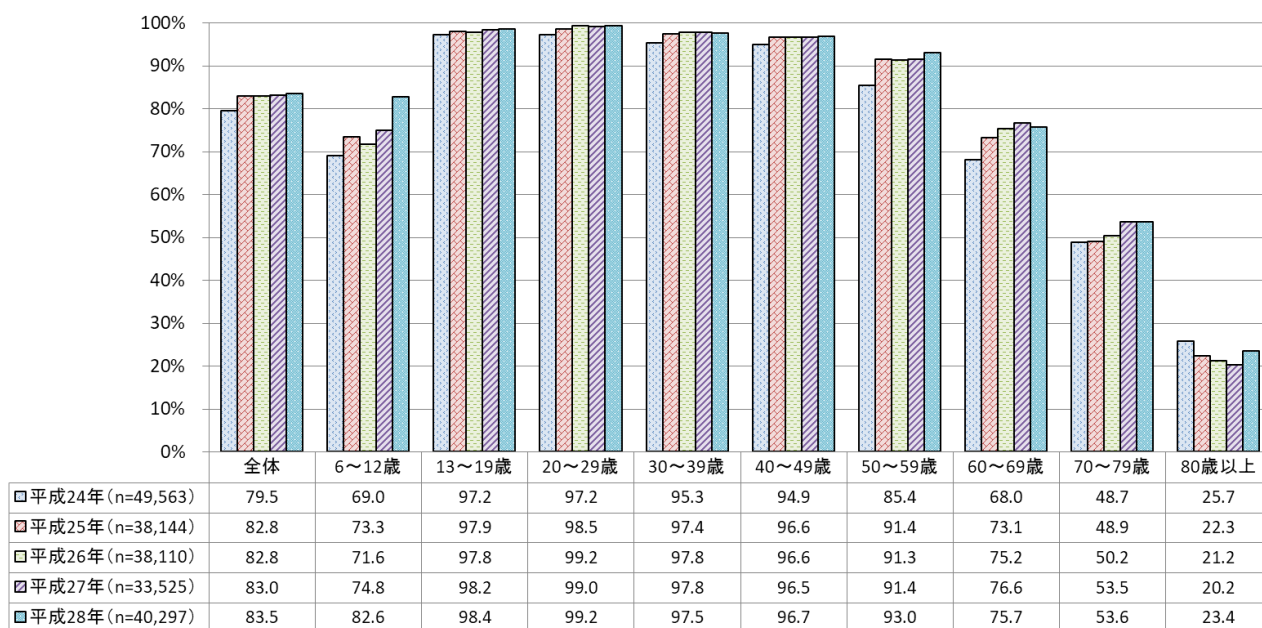
総務省の「平成 28 年通信利用動向調査」によると、平成 28 年末のインターネット利用率は、平成 27 年末より 38 万人増加して 10,084 万人、人口普及率は 83.5 %と推計されています。これは、6 歳～12 歳の低年齢層や、80 歳以上の高齢者層の利用率増加が大きく影響しています。

インターネット利用者数及び人口普及率（個人）



出典：総務省「平成 28 年通信利用動向調査」

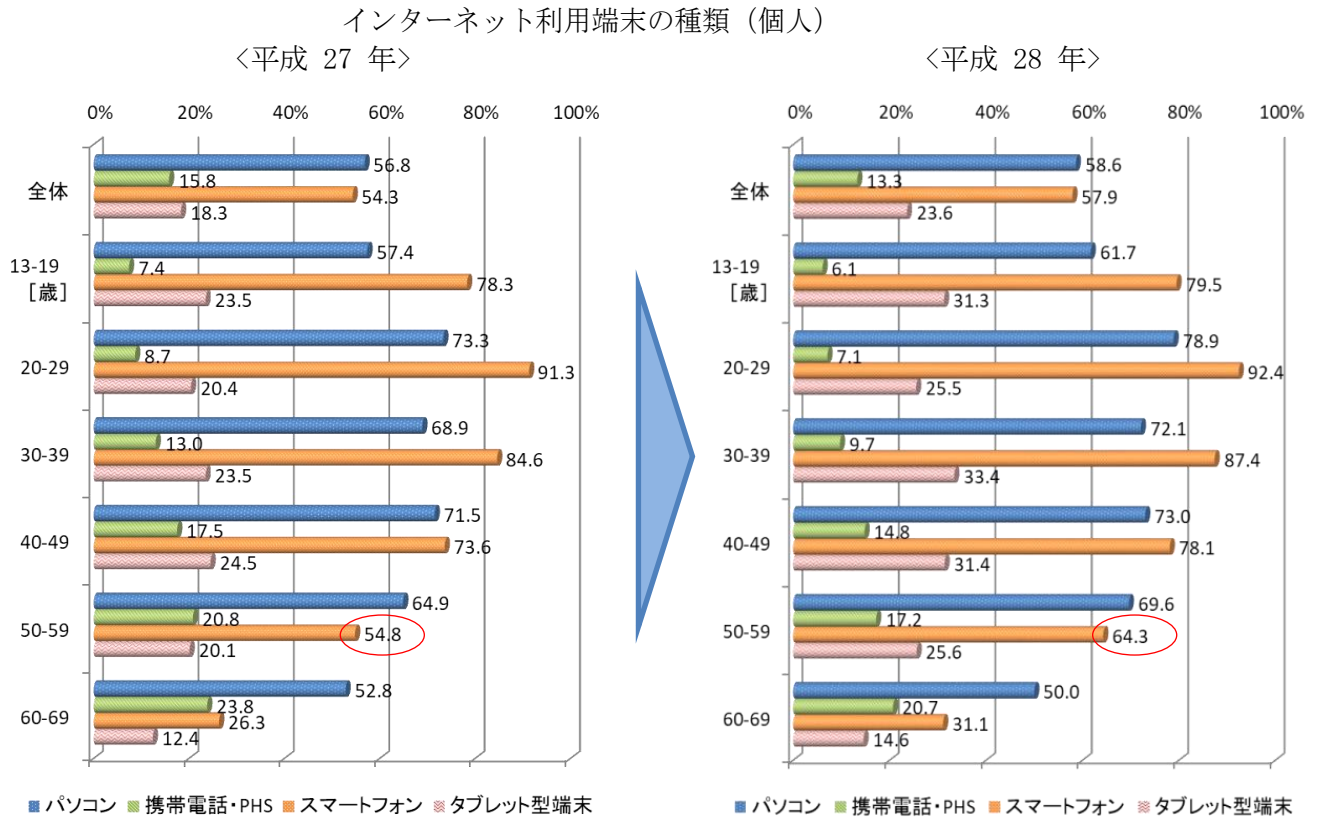
年齢階層別インターネットの利用状況の推移



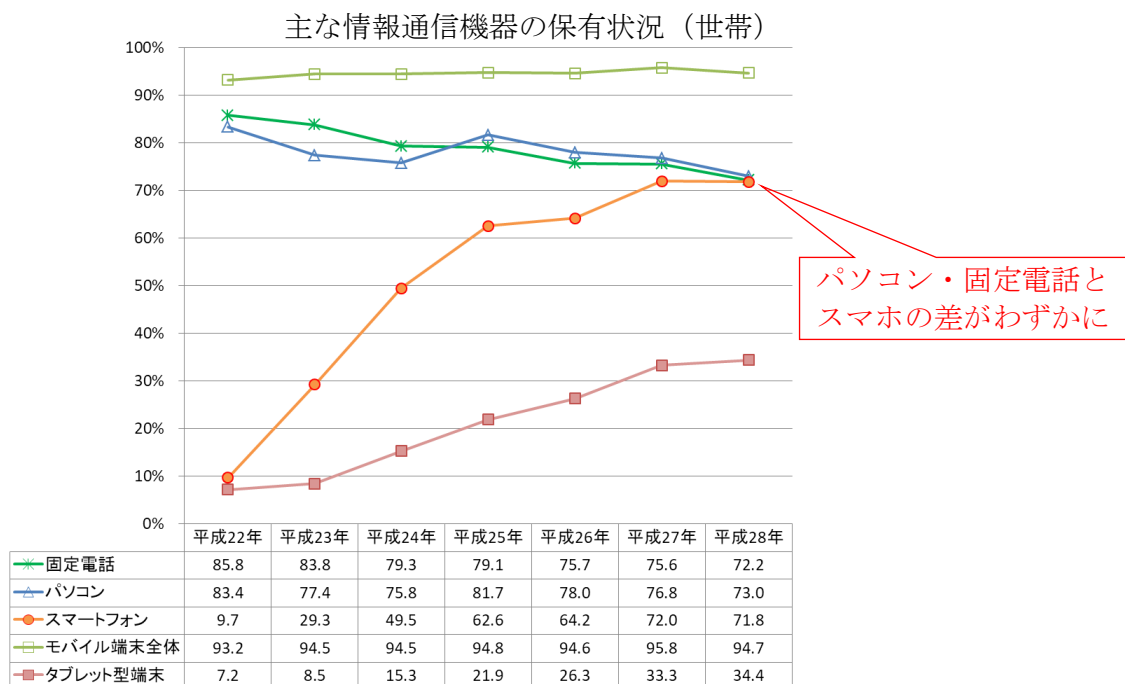
出典：総務省「平成 28 年通信利用動向調査」

(2) インターネット利用端末の状況

総務省の「平成 28 年通信利用動向調査」によると、10代～60代の各年齢階層において、携帯電話・PHS（スマートフォン除く）の利用が低下する一方で、スマートフォンの利用は上昇傾向にあり、特に50代では平成 27 年と比較して約 10 ポイントの上昇となっています。



出典：総務省「平成 28 年通信利用動向調査」

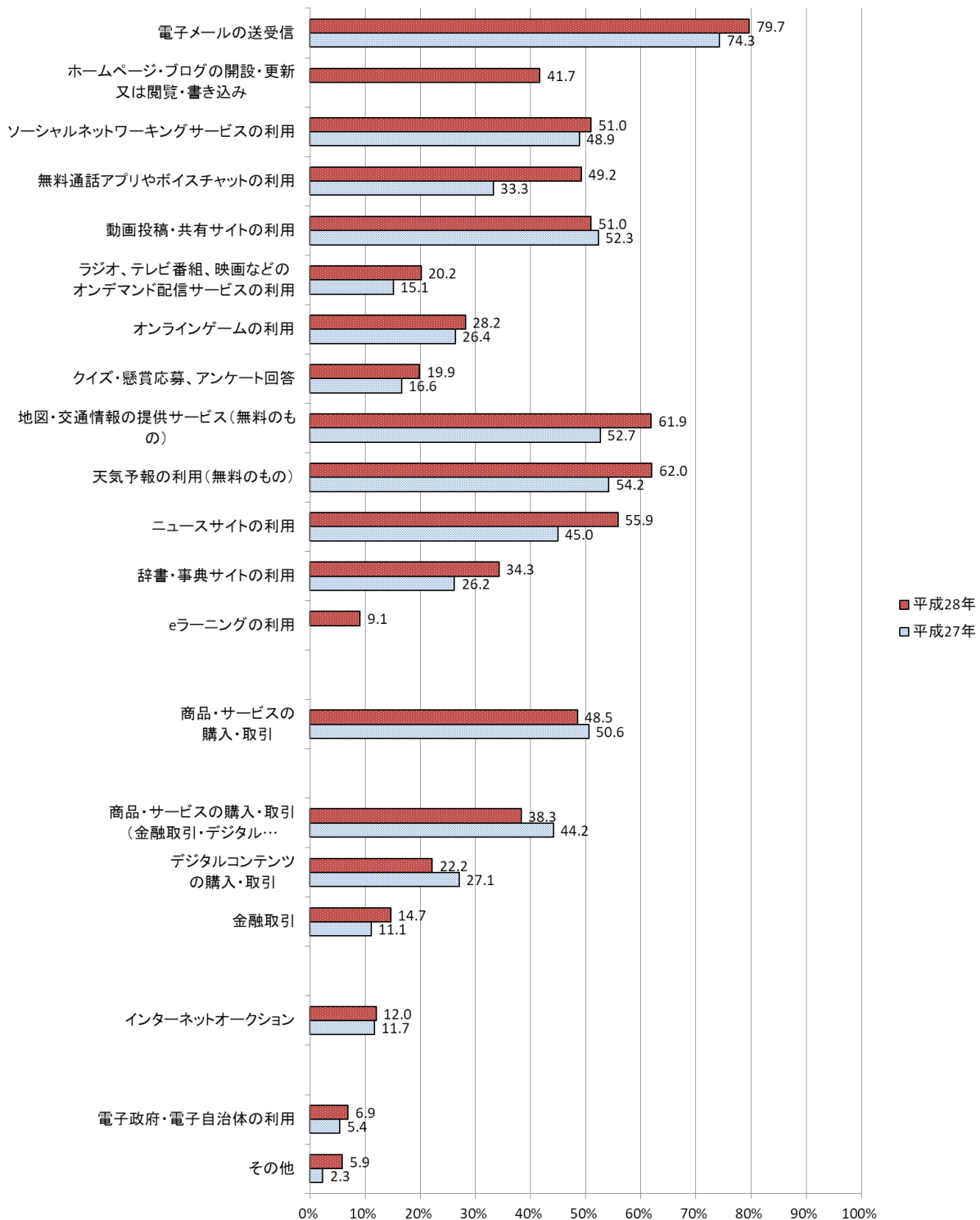


出典：総務省「平成 28 年通信利用動向調査」

(3) インターネット利用目的の多様化

総務省の「平成 28 年通信利用動向調査」によると、個人におけるインターネットの利用目的は「電子メールの送受信」の割合が 79.7 %と最も高く、次いで「天気予報の利用（無料のもの）」（62.0 %）、「地図・交通情報の提供サービス（無料のもの）」（61.9 %）となっています。

インターネット利用の機能・サービス（個人）



出典：総務省「平成 28 年通信利用動向調査」

(4) 4K・8K放送の開始とケーブルテレビの現状

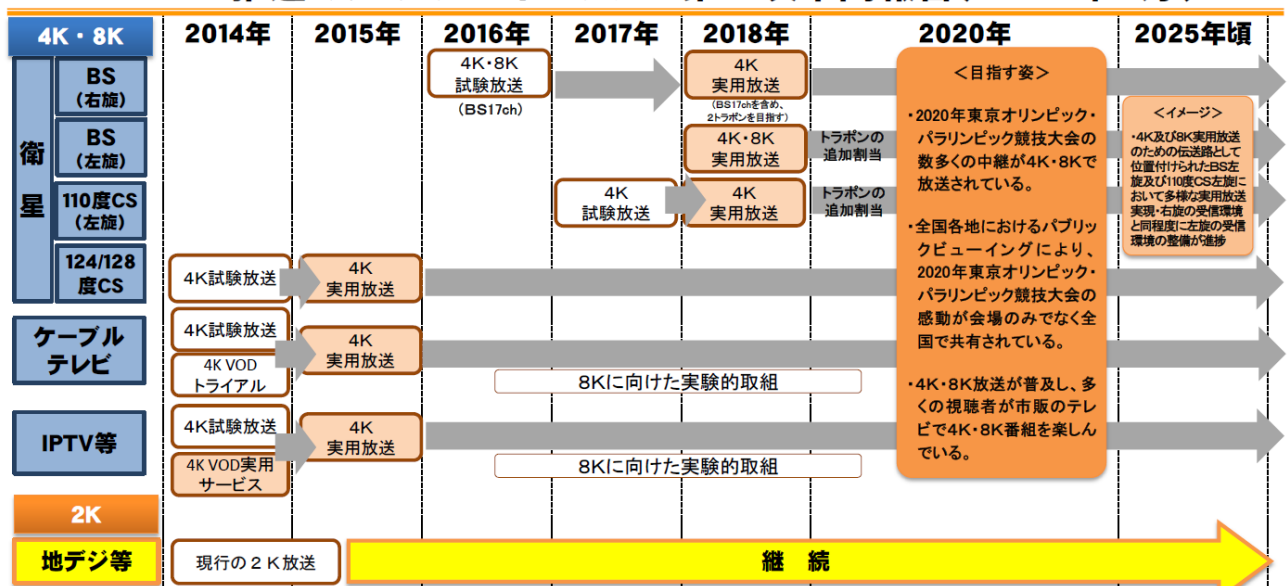
国では、2014年2月から「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」を開催し、同年9月に中間報告（ロードマップ）を公表し、2015年7月には「第二次中間報告」において、ロードマップの改訂を行いました。このロードマップにおいては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年に「超高精細放送（4K、8K）放送が普及し、多くの視聴者が市販のテレビで超高精細放送（4K、8K）番組を楽しんでいる」ことなどを目標としています。

また、総務省の「ケーブルテレビの現状」（平成30年2月）によると、自主放送を行う許可施設（501端子以上）のケーブルテレビ加入世帯数は、平成29年9月末において約3,001万世帯、世帯普及率は約52.2%と推計されています。

現在、ケーブルテレビ施設は、放送だけではなくインターネットなどの通信サービスの提供も行っており、ケーブルテレビは地域の総合的な情報通信基盤となっています。

4K・8K推進のためのロードマップ

4K・8K推進のためのロードマップ～第二次中間報告(2015年7月)



4K・8Kの普及に向けた基本的な考え方～2K・4K・8Kの関係

- 新たに高精細・高機能な放送サービスを求めない者に対しては、そうした機器の買い換えなどの負担を強いることは避ける必要がある
- 高精細・高機能な放送サービスを無理なく段階的に導入することとし、その後、2K・4K・8Kが視聴者のニーズに応じて併存することを前提し、無理のない形で円滑な普及を図ることが適切

(注1) ケーブルテレビ事業者がIP方式で行う放送は「ケーブルテレビ」に分類することとする。
 (注2) 「ケーブルテレビ」以外の有線一般放送は「IPTV等」に分類することとする。
 (注3) BS右旋での4K実用放送については、4K及び8K試験放送に使用する1トラポン(BS17ch)を含め2018年時点で割当て可能なトランスポンダにより実施する。この際、周波数使用状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、使用可能なトランスポンダ数を越えるトランスポンダ数が必要となる場合には、BS17chを含め2トラポンを目標として拡張し、BS右旋の帯域再編により4K実用放送の割当てに必要なトランスポンダを確保する。
 (注4) BS左旋及び110度CS左旋については、そのIFIによる既存無線局との干渉についての検証状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、2018年又は2020年のそれぞれの時点で割当て可能なトランスポンダにより、4K及び8K実用放送を実施する。
 (注5) 2020年頃のBS左旋における4K及び8K実用放送拡充のうち8K実用放送拡充については、受信機の普及、技術進展、参入希望等を踏まえ、検討する。

出典：総務省「4K放送・8K放送 情報サイト」

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/4k8k_suishin.html

2 国の動向

(1) これまでの国の取組み

国では、国民の視点に立った人間中心のデジタル技術が、普遍的に国民によって受け容れられるデジタル社会の構築と、国民本位の電子行政実現に向け、平成 21 年 6 月に策定された「i-Japan 戦略 2015」や、平成 22 年 5 月に策定された「新たな情報通信技術戦略」を基本軸として、行政サービスの利便性向上や行政運営の効率化・透明化に向けた「電子行政推進に関する基本方針」が平成 23 年 8 月に策定されました。この方針の中で、行政手続きや証明申請手続きの電子化を進めることと併せて、社会保障と税の一体化および個人情報保護の確立のため、国民 ID 制度の実現を目指した整備を進めていくことがうたわれており、これは平成 27 年 10 月から「個人番号（マイナンバー）制度」という形で実現しています。

また、平成 24 年 7 月に「電子行政オープンデータ戦略」が策定され、政府自ら積極的に公共データを公開し、公共データの有効活用推進のための体制整備を行うとしています。この戦略をより具体的な形とするために、同年 11 月に「電子行政オープンデータ実務者会議」が設置されました。

平成 25 年 6 月には「世界最先端 IT 国家創造宣言」が閣議決定され、その中には「革新的な新産業・新サービスの創出及び全産業の成長を促進する社会」「健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会」「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会」の 3 つを目指すべき社会の在り方として位置付けており、その実現に向けた取組みとして、民間の保有する多様なデータ（ビッグデータ）と公共のオープンデータを結びつけて展開される新たな事業の模索や、IT 技術を活用した社会インフラの整備、また、それらを継続するための人材育成等を掲げています。

「世界最先端 IT 国家創造宣言」については、数回に渡り内容の改定が行われ、実用化された「個人番号（マイナンバー）制度」を活用した国民生活の利便性の向上を図る取組みや、行政管理システムのクラウド化によるセキュリティの強化や利便性・効率性の向上を図る取組みが盛り込まれました。

そして、平成 28 年 12 月には「官民データ活用推進基本法」が制定され、同法の規定に基づき平成 29 年 5 月に「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定されています。

(2) これからの国の取組み

平成 24 年 11 月に設置された「電子行政オープンデータ実務者会議」では、公共のオープンデータ公開の推進を図る【オープンデータ1.0】、公開されたデータを利活用し現状の課題解決を図る【オープンデータ2.0】の2つのステージを策定しました。

【オープンデータ1.0】においては、公共データの二次利用を可能とするルールの策定や「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」を定めておりますが、続く【オープンデータ2.0】においては、2020年までを集中取組み期間として「一億総活躍社会の実現」「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」等の具体的な政策課題を強化分野として設定し、その解決にオープンデータを活用することを目指しています。その中で、民間企業との連携や、各々の地域特性に応じた自主的な取組みも併行して促進することを今後の方針として掲げています。スマートフォンやIoT機器等の普及により、個人情報を含む多種多様なデータの流通が増加する現在において、更なるデータ流通の円滑化と利活用を促進することで、新たなサービスの開発と提供等を通じ、超少子高齢社会における諸課題の解決を目指すことが重要視されています。

「世界最先端IT国家創造宣言」から始まり、策定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」においては、21世紀におけるIT戦略をネットワークインフラの整備とIT技術の利活用の2点に重きを置いたものとしており、今後は流通量が爆発的に増加しているデータの利活用を促進することで『「データ」がヒトを豊かにする社会の実現』に向けた取組みを進めていく段階にあるとしています。

また、平成 29 年 12 月に策定された「IT新戦略の策定に向けた基本方針」においては、行政サービスの利便性や透明性のため「行政サービスの100%デジタル化」「行政保有データの100%オープン化」を軸としたデジタル改革断行を掲げています。

3 長野県の動向

長野県では「長野県ICT利活用戦略」を策定し、平成27年度から平成29年度までを推進期間と定め、ハード整備からICT利活用（ソフト）整備への移行をめざし、産業振興や人材育成、行政サービス等とICTを結びつけた新事業の創出や研究を掲げています。この取組みにより、産業振興の分野で「ふるさとテレワーク市町村共同利用システム整備事業」や「クラウドファンディング活用促進事業」など、人材育成の分野で「IT産業人材発掘・育成支援事業」など、その他に「外国人誘客のための無料公衆無線LAN整備事業」や「長野県防災情報システム構築事業」「スマート県庁構築事業」など、多種多様な事業を展開しています。

平成19年度に運用開始された、県機関や市町村を結ぶ情報通信ネットワーク「情報ブロードウェイながの（IBN）」では、平成29年7月から「高速情報通信ネットワーク整備事業」を展開し、2022年6月までの5年間、光ファイバーケーブルによるネットワークサービスの提供やネットワーク等の稼働監視業務（24時間365日体制）についての業務委託契約をNTTを結んでいます。この事業の目的としては、県機関及び市町村等の情報通信環境を改善（通信速度やセキュリティの向上）と、県（行政・教育）と市町村等の一体整備による多様な業務利用、コスト削減を掲げています。

また、平成28年1月からは、個人番号（マイナンバー）を用いた電子証明書発行代行業務が地方公共団体情報システム機構により行われています。なお、個人番号（マイナンバー）制度に関しては、長野県における「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を策定し、管理体制、管理規程及び取扱規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取扱うよう徹底しています。

大町市附属機関に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく執行機関の附属機関については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置等)

第2条 執行機関に別表の附属機関を設置し、その所掌事務、組織及び委員の任期は、別表に定めるところによる。

(委嘱)

第3条 委員は、執行機関が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 附属機関に会長のほか、副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 附属機関の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、労働問題審議会においては、各選出区分から2人以上の出席を要するものとする。

3 附属機関の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第6条 附属機関に、必要に応じ部会を置くことができる。

(幹事)

第7条 附属機関に、必要に応じ幹事を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、その執行機関が別に定める。

附 則

(省略)

別表(第2条関係)(抜粋)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	所 掌 事 務	組 織		任 期
			委員の定数	選 出 区 分	
市長	大町市地域情報化推進委員会	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 大町市地域情報化基本計画の策定及び推進に関すること。 (2) 大町市総合情報センターの運営に関すること。 (3) その他必要な事項に関すること。	15人以内	(1) 民間諸団体等の代表者 (2) 識見を有する者 (3) 関係行政機関の代表者	2年。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間

大町市地域情報化推進委員会委員名簿

	氏 名	所属団体等
会 長	川上 洋	大町市有線放送電話農業協同組合
副会長	甕 昭男	NPO法人中央コリドー高速通信実験プロジェクト 推進協議会 副会長
委 員	鈴木 彦文	信州大学総合情報センター 准教授
〃	笹川 信義	長野情報通信研究所
〃	田中 剛	大北農業協同組合
〃	鷺澤 恒夫	大町商工会議所
〃	降籬 和幸	大町市観光協会
〃	伊藤 和實	大町市消防委員会
〃	北原 和好	大町市社会福祉協議会 (H28. 12. 14~H29. 2. 15)
〃	南澤 靖	大町市社会福祉協議会 (H29. 2. 16~)

大町市地域情報化推進委員会の審議経緯

平成28年12月14日	第1回委員会	委員委嘱、正副会長選出、大町市地域情報化推進計画策定の諮問、情報化施策の概要説明等
平成29年 2月 9日	第2回委員会	大町市地域情報化基本計画の策定について
平成29年 3月24日	第3回委員会	大町市地域情報化基本計画の策定について
平成30年 2月19日	第4回委員会	大町市地域情報化基本計画の策定について
平成30年 3月 29日	第5回委員会	大町市地域情報化基本計画の策定について
平成30年 4月 9日	第6回委員会	大町市地域情報化基本計画の策定について
平成30年 6月 8日	第7回委員会	大町市地域情報化基本計画の策定について

用語集

【A】

AI (エー・アイ)

人間の知的営みをコンピューターに行わせるための技術のこと、または人間の知的営みを行うことができるコンピュータープログラムのこと。人工知能

ASP (エー・エス・ピー)

Application Service Provider の略。インターネットを通じて顧客にアプリケーションをレンタルするサービス

【C】

CATV (シー・エー・ティー・ブイ)

Community Antenna TeleVision の略。電波による無線放送ではなく、ケーブルを用いて伝送するテレビジョン放送

【F】

FTTC (エフ・ティ・ティ・シー)

Fiber To The Curb の略。光ファイバーケーブルを加入者宅の手前まで整備し、接続機器である光電変換装置 (ONU) により電気信号へ変換し、宅内へ同軸ケーブルにより配線する。

「Curb」は道路脇の縁石を意味する。

FTTH (エフ・ティ・ティ・エイチ)

Fiber To The Home の略。光ファイバーケーブルを加入者宅へ直接引き込むネットワーク回線構成で、光通信により高速かつ大容量のデータ通信サービスを実現する。

【H】

HFC (エイチ・エフ・シー)

Hybrid Fiber Coaxial の略。幹線部分に光ファイバーケーブルを用い、光電変換装置 (ONU) を介して同軸ケーブルを用いて宅内へ引き込む。主に CATV において利用されている伝送方式

【I】

ICT (アイ・シー・ティー)

Information and Communication Technology の略。情報通信技術と和訳され、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現として国際的に使用されている。

ICT部門の業務継続計画 (ICT-BCP)

災害や事故など予期せぬ事態が発生した場合においても、重要な業務が停滞することなく継続できるように、情報システムの観点から必要な事前準備や整備方針、実際に災害等が発生した際の対応等をあらかじめ定める計画。BCPは Business Continuity Plan (業務継続計画) の略

IT (アイ・ティー)

Information Technology の略。コンピューターやネットワークといった情報処理関連技術の総称。現在では、ICT という用語が使われる。

IoT (アイ・オー・ティー)

Internet of Things の略。様々なモノ (物) がインターネットを介して繋がり、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。パソコンやサーバー等、従来からあるIT関連機器のみでなく、スマートフォンやタブレット、デジタルカメラ等の媒体によってもインターネットを介した情報交換が行われるようになったことから生まれた言葉。「モノのインターネット」とも呼ばれる。

【L】

LAN (ラン)

Local Area Network の略。ケーブルや無線により建物内のコンピューターやプリンターを接続し、データをやり取りするネットワーク。構内通信網と訳されることもある。

LPWA (エル・ピー・ダブリュ・エー)

Low Power Wide Areaの略。通信速度は数kbpsから数百kbps 程度と携帯電話システムと比較して低速なものの、一般的な電池で数年から数十年にわたって運用可能な省電力性を有し、数kmから数十km もの通信が可能となる通信技術

【S】

SNS (エス・エヌ・エス)

Social Networking Service の略。お互いの趣味、友人、社会生活等を公開しながら幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型の Web サイト

SOHO (ソーホー)

Small Office Home Office の略。会社と自宅や郊外の小さな事務所をコンピューターネットワークで結んで仕事場にしたもの。

【U】

UJI ターン (ユー・ジェイ・アイ・ターン)

U ターン (都会に出たあと、出身地に戻る)、J ターン (都会に出たあと、出身地の近隣地域に戻る)、I ターン (出身地にかかわらず、住みたい地域を選択して移り住むこと)

【W】

WAN (ワン)

Wide Area Network の略。LAN に比べより広い範囲で構成されるネットワークのこと。また、離れた場所にある LAN 同士を相互に接続したネットワークのこと。

Wi-Fi (ワイファイ)

パソコンやテレビ、スマホ、タブレット、ゲーム機などのネットワーク接続に対応した機器を、無線 (ワイヤレス) でLAN (Local Area Network) に接続する技術のこと。

【あ】

アクションプラン

目的や事業計画に向けて「いつまでに」「何を」「どうするのか」を決定し、その情報を関係者全員で共有し進捗状態を見ながら行動に移していくこと、または、そのための計画

アクセシビリティ

情報やサービスなどが広汎な人に利用可能であることを表す言葉。特に高齢者や障がい者などの生活弱者にとって、どの程度利用しやすいかという意味で使用されることが多い。

アクティブラーニング

学習者（生徒）が能動的に学ぶことができる学習法のこと。

アプリケーション

コンピューター上において、作業の用途に応じて使い分けられるソフトウェアの総称。ワープロソフトや表計算ソフトなど。アプリケーションソフトウェア、アプリケーションプログラムとも呼ばれる。

【い】

イノベーション

新しい技術、新しい切り口

インターネット

通信回線を介して、世界各地の個人や組織のコンピューターを繋いでいるネットワークのこと。

イントラネット

インターネットの仕組みを利用し、特定のエリアと組織内の人など限定された人のみを対象として構築されたネットワークのこと。

インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。

【お】

オープンデータ

全ての人が望むように利用・再掲載できるような形で入手できるデータのこと。

オンライン化

インターネットなどのネットワークに接続され、遠隔からサービスや情報などを利用できる状態のこと。

【か】

改ざん

書き換える制限のない文書を勝手に書き換えること。第三者が他者のコンピューターにアクセスし、コンピューター管理者に無断でデータを書き換える行為

【く】

グループウェア

企業内 LAN を活用して情報共有やコミュニケーションの効率化を図るソフトウェアの総称。主な機能は、電子メール、電子掲示板、スケジュール管理機能など。

グローバル化

政治、経済、文化など様々な側面において、従来の国家、地域の垣根を越えて、地球規模で情報のやり取りが行われること。

【け】

携帯サイト

画面の小さい携帯電話に合わせ、携帯電話専用で作られたホームページのこと。

携帯端末

携帯できる端末のこと。

ケーブルインターネット

ケーブルテレビ回線を使用してインターネットにアクセス可能なシステム

【こ】

公的個人認証

インターネットを通じて安全・確実な行政手続き等を行うために、他人によるなりすまし申請や電子データが通信途中で改ざんされていないことを確認するための機能

個人番号（マイナンバー）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）に基づき、個人の識別番号として各市町村または特別区からその住民に指定される 12 桁の番号のこと。税や年金、雇用保険などの行政手続きに用いられ、添付書類の削減、行政事務の効率化、公平な各種給付の確保などの効果が見込まれる。

子育てワンストップサービス

政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」を活用して、児童手当や母子保健等の育児に関する行政サービスの申請手続き等を受付するサービスのこと。個人番号カード（マイナンバーカード）により、オンライン上で手続きを行うことができる。

コワーキング

一般的なオフィス環境とは異なり、同一の団体には雇われていない従業者が、事務所スペース、会議室、打ち合わせスペースなどを共有しながら独立した仕事を行う共働ワークスタイルのこと。

コンテンツ

提供するサービスの内容や中身のこと。映像・静止画・音声・文字などの情報やデータの総称として用いられる。

コンピューターウイルス

電子メールやホームページの閲覧等により勝手にコンピューターに侵入する特殊なプログラム。コンピューターウイルスが侵入すると、画面表示が崩れたり、保存ファイルの破壊、情報を外部へ送信するなどの活動を行う。また、ネットワーク等を利用して他のコンピューターへ侵入し増殖活動を行うものもある。

【さ】

再送信

ケーブルテレビ局がテレビ放送などの空中波を受信して、加入者に配信すること。

財務会計システム

企業で利用されているコンピューターシステムのひとつで、会計処理を記録・管理するためのシステム

災害復旧計画

災害等による致命的なシステム障害から情報システムを早期に復旧させる計画。DRP（ディー・アール・ピー）とも呼ばれ、Disaster Recovery Plan の略

サテライトオフィス

企業本社や、官公庁・団体の本庁舎・本部から離れた所に設置されたオフィスのこと

【し】

自主放送

ケーブルテレビ局が、地域の話題や情報を放送する独自のチャンネル

住民基本台帳

地方自治体が管理する住民台帳を電子化し、コンピューターネットワークを介して共有するシステム

情報セキュリティ

情報の機密性、完全性、可用性を維持し、そのための人的・組織的・技術的な対策を行うこと。

情報セキュリティポリシー

組織における情報資産の情報セキュリティ対策において、総合的、体系的かつ具体的にとりまとめた規程

情報ブロードウェイながの（IBN）

長野県内において、県機関や市町村等を結ぶ複数の情報通信ネットワークを民間通信事業者の高速な情報通信サービスを利用して一つに集約したもの。県と市町村等の連携による一体的整備を行い、通信速度やセキュリティの向上、ネットワークを活用した多様な働き方に資する環境整備を実現している。IBNは Information & communication Broadway Nagano の略

情報モラル

情報を扱う上で必要とされる道徳、情報社会において注意すべきことなどをいう。

情報リテラシー

情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱ううえで必要となる基本的な知識や能力のこと。

【す】

スマートフォン

個人用の携帯コンピューターの機能を併せ持った携帯電話。スマホとも呼ばれる。従来の携帯電話に、パソコン等の情報端末が有する機能を持たせたもの。

【せ】

全国瞬時警報システム（J-ALERT）

大規模災害等が発生した際に、国民を保護するために必要な情報を通信衛星を利用して瞬時に地方公共団体に伝達及び地域衛星通信ネットワークに接続された同報系市町村防災行政無線を自動起動させ、住民へ緊急情報を伝達するシステム

【そ】

総合行政ネットワーク（LGWAN）

LGWAN（エル・ジー・ワン）は、Local Government Wide Area Network の略。地方自治体のコンピューターネットワークを相互接続した広域ネットワークであり、都道府県、市区町村の庁内ネットワークや中央省庁の相互接続ネットワークである霞が関 WAN にも接続されている。

双方向サービス

情報を受けるだけでなく、情報の発信者と受信者が相互に通信できるサービスのこと。

ソフトウェア

コンピューターを動作させるためのプログラムや命令を記述したデータのまとまりのこと。

【た】

ダウンロード

パソコン等にネットワーク経由でデータを保存すること。

多チャンネル

多数の専門チャンネルや放送番組コンテンツにより行われる放送サービスで、通常のテレビ放送とは異なる通信回線や設備を使用することが多い。

タブレット端末

薄い板のような形状をした、軽量パソコンの一種。片側全面が液晶画面になっており、キーボードではなく、液晶の画面に指先をあてながら操作する。

【ち】

地域アイデンティティ

地域の個性を生かし、地域の独自性を高め表現することにより、地域の活性化を図ること。町おこしという言葉に象徴される。

地域ポータルサイト

地域の観光情報やイベント情報等を総合的に取り扱う Web サイトのこと。

地方税ポータルシステム（eLTAX）

地方税における手続をインターネットを利用して電子的に行うシステム

超高精細放送（4 K、8 K）

現行のテレビ放送における映像・動画の解像度（画素数）と比較して、より高い解像度（画素数）で行われる放送形態の通称。「スーパーハイビジョン」とも呼ばれる。

地理情報システム（GIS）

文字や数字、画像などを地図と結び付けてコンピューター上に再現し、位置や場所から様々な情報を統合、分析、表現することができる仕組み。GISは Geographic Information System の略。なお、主に地方自治体において、各部署が利用している地図情報を統合して電子化し、一元管理することで庁内全体でデータ共有を可能にする仕組みのことを「統合型 GIS」という。

【て】

データベース

多くのデータを蓄積して簡単に利用するための仕組みで、ソフトウェアや利用者によって共有されるデータの集合体

データ放送

テレビ放送波のすきまを使って、文字情報や静止画などのデータを提供する放送サービス

デジタルアーカイブ

博物館、図書館、有形・無形文化財等の資料を電子化して保存等を行うこと。

デジタル同報系防災行政無線

不特定多数の住民にはほぼ同時に同一の災害等に関する行政連絡を伝達するために整備された通信形態のこと、またはそのための設備の総称。デジタル信号の発信や屋外スピーカー等を用いることで、有線による受信環境を施設ごとに個別に構築する必要がない。

デジタルパンフレット

パンフレットなどの印刷データからファイルを生成し、情報通信技術により、実物の冊子と同じようにパソコン上で閲覧することができるデジタルコンテンツ

テレワーク

情報通信技術を活用し、場所や時間にとらわれず柔軟な働き方ができること。

電子自治体

情報通信技術を利用して、行政の様々は事務手続きを効率化し、住民の利便性向上を図った地方自治体のこと。

電子自治体クラウド

自治体が行う業務関連システムのクラウドコンピューティング運用のこと。クラウドコンピューティングとは、ネットワークを通じて他のサーバーにあるハードウェア、ソフトウェアを利用するシステムのこと。

電子申請（電子申告）

従来、書面で提出していた申請、届出、申告などの手続きを、インターネットを利用して行うシステム

電子政府

国の行政機関や地方自治体への申請、届出をインターネットを利用して行うこと。

電子入札

国や地方自治体が発注する工事等の入札手続きをインターネット上で行うシステム

【と】

同軸ケーブル

電気通信用ケーブルの一種で、銅線などの芯線を絶縁体で包み、その外側に網状の銅線を巻き、さらにその外側に塩化ビニールなどの被覆を施した多重構造になっている。電磁波の影響を受けにくいことから、ケーブルテレビ等の伝送用ケーブルとして用いられる。

【は】

バックアップ

コンピューターの故障などの事態に備え、コンピューターに保存されたデータやプログラムを別の記憶媒体等に保存すること。

ハードウェア

コンピューターを構成する機器の総称。コンピューター本体やキーボード、マウス等の物理的な媒体を指す。

【ひ】

光ファイバーケーブル

光によって通信するケーブルのこと。コンピューターの電気信号を光に変換し、非常に高い純度のガラスやプラスチックの細い繊維で作られた光ファイバーに通すことでデータを送信する。

ビデオオンデマンド

映画やテレビ番組などの特定のビデオ映像を、視聴者が注文してすぐにその場のテレビ端末やパソコン端末で見ることのできる映像配信システム。VODと略される。

【ふ】

ブロードバンド

ブロードバンドネットワークの略。高速で大容量の情報が送受信できる通信網の総称で、光ファイバーケーブルやケーブルテレビの回線を用いる。ブロードバンド・ゼロ地域は、そういった高速通信環境が利用できない地域のことを指す。

ブログ

日々更新するタイプの Web サイトのこと。「Web」と「Log（日記）」から生まれた造語の「Weblog」から変化した言葉

【ほ】

ホームページ

当初は、ブラウザ起動時に最初に表示されるページを指していたが、Web サイトのトップページのことを意味するようになり、現在では、Web ページの同義語として用いられる。

【ま】

マイクロブログ

200 字程度の短い文章を書いて公開するごく短いブログでミニブログとも呼ばれる。代表的なサービスにツイッターがある。

マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。主にマイナンバーに関連した自身の個人情報を確認したり、マイナンバーに関連する行政サービスの申請手続き等を行うことができる。

【め】

メールマガジン

電子メールを利用して発行される雑誌。発行者が購読者に定期的にメールで情報を届けるシステム

メディア

情報やデータを記録、伝送するために使われる物理的実体、装置のこと。

【も】

モバイルワーク

決められたオフィスで勤務する働き方ではなく、時間や場所に縛られず、ICT（情報通信技術）を活用して柔軟に働くワークスタイルのこと。

【ゆ】

ユニバーサルデザイン

すべての人のためのデザインを意味し、年齢や障害の有無等に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

ユビキタスネットワーク

いつでも、どこでも、だれでも利用することができるネットワークのこと。

【る】

ループ型ネットワーク

通信ネットワークの配線・接続形態の一つで、円環状の伝送路を形成し、これにすべての端末を接続して相互に通信する方式。リング型ネットワークとも呼ばれる。

【ろ】

ロードマップ

具体的な達成目標を掲げた上で、目標達成のためにやらなければならないこと、問題点等を列挙し、優先順位を付けた上で時系列順に並べたもの。行程表

【わ】

ワンセグ

携帯電話などの移動通信機器に対して地上デジタル放送を配信する方式。地上デジタル放送では、チャンネルが 13 個のセグメントに別れているが、携帯電話に向けたサービスは、このうち 1 つのセグメントを用いて放送することから、1 セグメントの略称からワンセグと呼ぶことになった。